令和８年 可茂消防事務組合秋季火災予防運動実施要綱

１　目的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、管内住民に火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

２　防火標語（令和８年度全国統一防火標語）

『火の確認　いい日を支える　いい習慣』

３　実施期間

令和８年１１月９日（月）から１１月１５日（日）までの７日間

４　重点推進項目

（１）住宅防火対策の推進
（２）地震火災対策の推進
（３）林野火災予防対策の推進

５　推進項目

（１）防火対象物等における防火安全対策の徹底
ア　飲食店における防火安全対策の徹底
イ　ホテル・旅館等における防火安全対策の徹底
ウ　有床診療所・病院等における防火安全対策の徹底
エ　高齢者や障害者等が入居する小規模福祉施設における防火安全対策の徹底
オ　関係者不在施設における防火安全対策の徹底
カ　外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導等に係る取組の推進
キ　直通階段が一つの防火対象物に対する防火管理及び消防法令違反是正指導の徹底
ク　学校における防火安全対策の徹底
ケ　大規模な倉庫、駐車場等における防火安全対策の徹底
コ　文化財建造物等の防火安全対策の徹底
サ　発電施設における防火安全対策の徹底

（２）製品火災の発生防止に向けた取組の推進
ア　充電式電池に関する注意喚起
イ　ガストーチバーナーに関する注意喚起

（３）乾燥時及び強風時の火災発生に対する警戒の強化

乾燥時及び強風時には、出火及び火災拡大の防止のため、広報車や防災行政無線等を活用した火災予防の呼びかけとともに、水利の確認や、木造建築物の密集する地域等の、延焼拡大の危険性が高い地域を中心とした巡視を行うなど、火災に対する警戒を強化する。

（４）放火火災防止対策の推進
ア　放火火災に対する地域の対応力の向上
イ　ガソリンの容器詰替え販売における本人確認等の徹底

（５）多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
ア　ガソリン等の貯蔵・取扱いに対する指導
イ　火気器具を使用する屋台等への指導
ウ　照明器具の取扱いに係る指導

６　管内における重点実施項目

（１）住宅防火対策の推進
ア　令和７年中、可茂消防管内において住宅火災による死者が発生していることから、住宅火災による死者をなくすという、本来の目的を踏まえ、住宅用火災警報器の設置の徹底を図るとともに、既に設置をされている住宅においては、適切な維持管理及び設置からおおむね１０年を経過したものについては交換の推進を図る。
　また、周知広報活動にあたっては、別紙１「住宅防火　いのちを守る１０のポイント」を活用する。
イ　自治会・各種団体の会合等において、住宅用火災警報器の未設置世帯に対し設置を促すとともに、不適正販売に係る被害防止について、啓発を図る。
ウ　安全装置付きの火気使用器具及び消火器具の普及促進
エ　電気火災の危険性に係る広報の実施
オ　たばこ火災に係る注意喚起広報の実施（広報周知にあたり、別紙２「たばこ火災防止キャンペーン」リーフレットを活用する。）
カ　防炎品の周知及び普及促進

（２）地震火災対策の推進
ア　地域における火災予防の推進
①　大規模地震発生時には、火災が同時に多くの場所で発生するおそれがあり、消防力の不足等により消火活動が困難な状態になることから、木造密集市街地などでは大規模な火災につながる危険性が高くなる。このため、地震火災の予防が極めて重要であり、家具転倒防止対策をはじめ、耐震自動消火装置の付いた火気設備、住宅用火災警報器や防炎品、住宅用消火器等の普及を図る。
②　まちぐるみでの消火器等を用いた初期消火や飛び火警戒の訓練、シミュレーションやＤＩＧ（災害図上訓練）を用いた防災訓練など、地域における防災教育を通じ、住民の防災意識の向上を図る。
③　上記①、②の広報啓発に当たり、別紙３「地震火災を防ぐポイント」を活用する。
イ　感震ブレーカーの普及推進
　本年７月には最大震度７の令和８年熊本地震が発生した。今後発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下地震の被害想定においては、火災による大きな

人的被害及び物的被害が予想されているところであり、感震ブレーカーの設置をはじめとする地震火災対策を推進する必要がある。このため住民等の広報周知あたっては、別紙４「地震による電気火災対策を！」及び別紙５「今、備えよう。大規模地震時における電気火災対策」を活用する。

（３）林野火災予防対策の推進

林野火災は例年、春先に増加する傾向にあり、本年４月の岩手県大槌町における大規模な林野火災をはじめ、全国各地で発生した林野火災では甚大な被害が生じている。林野火災は冬から春に増加することから、この時季から火災予防対策をより一層推進していく必要がある。

火災予防条例の一部改正により、林野火災警報・林野火災注意報の運用が令和８年１月１日から開始されており、的確な発令をはじめ、林野火災予防対策を推進する。

ア　林野周辺住民、入山者等の防火意識の高揚（広報周知にあたり、別紙６「ルール・マナーを守って　STOP山火事！」を活用する。）

イ　林野火災注意報・林野火災警報制度の住民等への確実な浸透

ウ　火入れに際しての手続等の徹底

エ　林野所有者等に対する林野火災予防措置の指導の強化

（４）飲食店における防火安全対策の徹底

近年、こんろによる火災は建物火災の出火原因の第１位であり、飲食店におけるこんろ火災の主な要因は、調理中にこんろから離れている間に出火したものである。飲食店の厨房設備の適切な使用・維持管理を徹底し、出火防止を図る必要がある。周知広報活動の実施にあたっては、広報資料（別紙７）等を適宜活用する。

（５）乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進

乾燥時及び強風時には、出火及び火災拡大の防止のため、広報車や防災行政無線等を活用し、火災予防を積極的に呼び掛ける。また、水利の確認、木造建築物の密集する地域等の火災の延焼拡大危険性が高い地域を中心とした巡回広報を行い、火災に対する警戒を強化する。特に木造建築物の密集する地域等の火災の延焼拡大危険性が高い地域においては、立入検査等の機会を捉え、火気使用設備等の適正な取扱いの徹底を図る。また、たき火等を行う場合の消火の準備及び監視の励行、「火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為」の届出の指導を行う。屋内外における安全な火気取扱い及び工事等における火気管理の徹底を図る。

（６）特定防火対象物等における防火安全対策の推進

物品販売店舗、ホテル等不特定多数の者が出入りする特定防火対象物及び病院、社会福祉施設等、自力避難が困難な者が多数入所している特定防火対象物に対し、初期消火、通報及び避難誘導訓練の実施指導を行うとともに、消防用設備等の点検整備の重要性を認識させ、適正な維持管理の徹底を図る。

また、施設関係者が不在となる施設においては、「関係者不在施設における防火安全対策ガイドラインについて」（令和８年３月２７日付け消防予第

１１５号）を活用し、一般的な防火安全対策に加え、その特性に応じて、施設に潜在する火災危険性を踏まえた対指導を行う。

（７）学校における防火安全対策の徹底

学校においては、児童生徒等の安全の確保が不可欠である。そのため、「学校における防火安全対策の徹底について」（令和８年６月２６日付け消防予第２８３号）で通知しているとおり、学校における自衛消防訓練や立入検査等の機会を捉え、学校関係者に対して適宜指導、助言等を行い、防火安全対策の徹底を図る。

（８）電気火災・燃焼機器火災予防対策の推進

電気用品及び燃焼機器など、火災の発火源となることが多い日常生活に身近な製品について、適切な使用・維持管理の推進及び誤使用による火災の防止を推進する。

また、リチウムイオン電池等の充電式電池に起因する火災が近年増加傾向にある。こうした充電式電池に起因する火災の予防にあたっては、PSEマーク等が付された製品の購入、使用時の取扱説明書の遵守、電池の膨張などの異常が生じた場合の使用中止等の措置が有効である。総務省消防庁がリチウムイオン電池による火災の防止等を図るため、関係省庁と連携し作成した「リチウムイオン電池央号対策パッケージ」（別紙８）を確認する。広報用映像及びリーフレット（別紙９及び別紙１０）を活用して、関係機関と適宜連携し、住民に対し注意喚起を図る。

（９）多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

多数の者が集合する催しの開催を把握した際は、事前に主催者に火災予防上の指導を徹底する。

（10）消火器の適切な維持管理

ア　消火器の不適切点検に係る予防策の周知及びトラブル情報の伝達体制の再確認

イ　老朽化消火器の適切な回収等の周知徹底

①　消火器が風雨にさらされる場所や湿潤な場所等に設置されていないかを確認し、消火器の状態を点検し、腐食が進んでいるものは絶対に使用しないよう注意喚起する。

②　不要になった消火器は、放射、解体等の廃棄処理を自ら行うことなく、回収を行っている事業者に廃棄処理を依頼することを周知させるとともに、腐食の進んだ消火器は、容器破裂の危険が特に大きいため、速やかに回収業者に廃棄処理を依頼するよう注意喚起する。

回収、リサイクルについては平成２２年１月１日より運用開始となった、廃消火器リサイクルシステムに基づき処理をすることを周知させる。（廃消火器リサイクルシステムについては、消火器リサイクル推進センターのホームページhttps://www.ferpc.jp/を参照）

７　その他の実施項目

（１）関係各機関への協力依頼

管内官公庁及び報道機関に対して、本運動の推進を図るため、実施要綱を

配布し協力を依頼する。

（２）広報活動の実施

ア　広報可茂消防の配布、防火ポスターの掲示及び懸垂幕等の掲出をする。

イ　管内市町村防災行政無線、コミュニティラジオ放送及び広報車等で、住宅火災による死者の発生防止対策の要点をまとめた、別紙４「住宅防火いのちを守る　10のポイント」等を地域住民に呼びかけ出火防止を図る。

ウ　管内の事業所等に防火ポスターを配布し、火災予防を呼びかける。

（３）サイレンの吹鳴

期間中午前９時と午後９時に、管内市町村防災行政無線を利用しサイレン吹鳴による注意喚起を行う。

ただし、サイレンの吹鳴については各市町村の実情による。